

# 聖セシリア小学校 いじめ防止等対策マニュアル



聖セシリア小学校

# 聖セシリア小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校の基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や学校、関係機関(※本校関連機関含む)との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

※アフタースクール、セントモニカスイミングクラブ、セシリアバレエ

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う（当該児童と同じ学校に在籍していない場合も含む）心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

### (いじめの禁止)

本校児童には、いじめを行わせないように努めます。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

### (家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、「命を尊ぶ心」や「他者を思いやる心」を育むためには、本校での教育活動だけではなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、い

じめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

### (児童会活動)

本校教職員は、子どもたちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめ防止等に取り組みます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた宗教教育や道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 児童が自主的に行う、いじめ防止に資する活動の支援を行います。特に、「自分がしてほしいことを、相手にもしてあげなさい」を身に付けるための啓発活動を行います。
- ・ 交流活動(土曜講座)や行事等を通して保護者並びにその他の関係者との連携を深め、学園全体で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について職員会議や児童指導会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、児童とかかわる時間を多くするように努めます。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査を次のとおり実施します。
  - ①児童対象学校生活アンケート調査 <年2回(10月、2月)>を行います。
  - ②アンケートの結果の考察(各担任)を児童指導会議で共有します。
  - ③必要に応じ、児童との個人面談(教育相談)を通じた学級担任による聴き取り調査をします。
- ・ 児童がいじめに関して相談できるよう、担任だけでなく副担任を配置しています。また専科教員にも気軽に相談できるよう配慮しています。さらに、スクールカウンセラーにも相談できる体制を整えています。
- ・ 相談・通報のあった事案は、校務分掌「いじめ防止対策委員」を通して情報の共有に努めます。
- ・ いじめの防止等のための対策に児童指導会議でいじめの実態などを全職員で共有し防止等に関する職員の資質向上を図ります。

### (3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

- ・ いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、個別に指導・学習支援を行うなどの措置を講じます。
- ・ いじめ等を見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、私学振興課及び警察署等と連携して対処します。

#### (4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないよう生命を大切にする心や他者を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけるため、学校におけるすべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。関係機関や家庭、学校など様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にすることを育む教育の取り組みを進めます。

#### (5) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関する教育活動を行います。

### 3 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、児童指導会議にて日常の情報交換を行い、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、いじめ防止対策委員会を緊急開催します。

#### (1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

副校長、生活指導部長、生活指導副部長、担任、副担任、養護教諭  
\*その他、必要に応じて校長が委員を招集します。

※p5 参照

#### (2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

## 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、私学振興課を通じて教育委員会に報告し、「いじめ調査委員会」により迅速に調査に着手します。

### (1) 「いじめ調査委員会」の構成

副校長、生活指導部長、同副部長、当該学年担任、副担任、養護教諭その他必要と認める者  
※事案内容により、構成員については、私学振興課と相談します。

※構成員については、事案により専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

### (2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報の提供・説明
- ・ 私学振興課への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

※「いじめ防止対策委員会」の構成（組織）



